

浜湯山・多鯨ヶ池活性化委員会規約

(名称)

第1条 本会は、浜湯山・多鯨ヶ池活性化委員会と称するものとする。

(目的)

第2条 本会は地域の観光資源である多鯨ヶ池周辺の環境整備や催事等を通して地域及び地元経済の活性化に資する活動を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、第2条の目的に賛同し自発的に参加する者で構成された組織とする。

(事務局所在地)

第4条 本会は事務局を以下に置くものとする。

鳥取県鳥取市福部町湯山1475

(会員)

第5条 本会の会員は、第2条に掲げる目的に賛同した浜湯山自治会員及び入会を希望し役員会の承認を受けた者とする。

(事業)

第6条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業行うものとする。

- (1) 地域住民の安全、安心に関する事業
- (2) 多鯨ヶ池周辺の環境整備に関する事業
- (3) 地域の魅力向上に関する事業
- (4) 弁天堂の集客促進に関する事業
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第7条 本会に役員会を置くものとし、役員会は会の運営方針及び事業の実施の決定並びに会計監査等を行うものとする。

2 役員は別表役員名簿のとおりとする。

(役員の職務、構成及び任期)

第8条 役員の構成は次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名

2 会の下部組織の次の部会を置き各部会の構成は次のとおりとする。

- (1) 除雪部会
部会長1名、副部会長1名、会計1名
- (2) 環境整備部会
部会長1名、副部会長1名、会計1名
- (3) 催事部会
部会長1名、副部会長1名、会計1名
- (4) 弁天宮部会
部会長1名、副部会長1名、会計1名

3 役員の任期は2年とし再任を妨げないものとする。

(会長等の選任)

第9条 会長、副会長及び会計については、役員の互選により選出するものとする。

(役員及び部会の職務)

第10条 役員の職務を次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故等あるときはその職務を代行する。

2 部会の職務は次のとおりとする。

- (1) 除雪部会 浜湯山地区等の除雪に関する事
- (2) 環境整備部会 多鯰ヶ池周辺の環境整備に関する事
- (3) 催事部会 多鯰ヶ池等で行う催事に関する事
- (4) 弁天宮部会 弁天宮に関わる事業に関する事

(会議及び議決)

第11条 本会の会議は役員会及び臨時役員会とし、3分の2以上の賛成をもって議決するものとする。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は毎年1月1日からその年の12月31日までとする

(規約の変更)

第13条 本会規約の変更は役員会で行うものとする。

(会の運営)

第14条 本会の運営に当たっては、地域自治会及び各種団体等の助成金及び協賛金等、並びに地方公共団体等からの補助金等により行うものとする。

(その他)

第15条 本会規約に定めのない事項については、役員会により決定するものとする。

(附則)

- 1 平成28年1月1日に施行、平成29年12月1日に規約改定、平成31年1月1日に会員名登録、令和4年11月1日に役員変更された規約は、令和5年12月9日をもって廃止とし、令和5年12月9日から本規約を施行するものとする。

役員名簿

No	氏名	住所	備考
1	大塚 尚生	鳥取県鳥取市福部町湯山	
2	香川 恵	鳥取県鳥取市福部町湯山	
3	飼牛 大輔	鳥取県鳥取市福部町湯山	
4	飼牛 芳明	鳥取県鳥取市福部町湯山	
5	橋本 保	鳥取県鳥取市福部町湯山	
6	前川 澄雄	鳥取県鳥取市福部町湯山	
7	岡部 泰司	鳥取県鳥取市福部町湯山	
8	橋本 真一郎	鳥取県鳥取市福部町湯山	
9	橋本 博	鳥取県鳥取市福部町湯山	
10	橋本 浩明	鳥取県鳥取市福部町湯山	
11	浜岡 一吉	鳥取県鳥取市福部町湯山	
12	竹内 敬一	鳥取県鳥取市福部町湯山	
13	浜田 弘	鳥取県鳥取市福部町湯山	

【組織構成】

- 会 長 大塚 尚生
- 副 会 長 香川 恵
- 会 計 飼牛 大輔、飼牛 芳明
- 下部組織

区 分	除雪部会	環境整備部会	催事部会	弁天宮部会
部 会 長	橋本 保	香川 恵	大塚 尚生	前川 澄雄
副部会長	岡部 泰司	橋本 真一郎	飼牛 大輔	橋本 博 橋本 浩明
会 計	浜岡 一吉	竹内 敬一	浜田 弘	飼牛 芳明